

神奈川県労働局発表

平成27年10月21日

(担当)

職業安定部 職業対策課

課長 新津 節治

課長補佐 阿部 賢一

高齢担当官 町田 謙治

(電話) 045-650-2817

報道関係者各位

平成27年「高齢者の雇用状況」集計結果

～「高齢者雇用確保措置」実施済み企業は99.3%～

神奈川県労働局では、高齢者を65歳まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」の実施状況などをまとめた、平成27年「高齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果を公表します。

高齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業6,846社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

今後は雇用確保措置が未実施である企業に対して、神奈川県労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を強力に実施するとともに、生涯現役で働くことのできる企業の普及等に向けた取組を行ってまいります。

【集計結果の主なポイント】

1 高齢者雇用確保措置の実施状況

高齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は99.3% (対前年差1.8ポイント増加)

(9ページ表1)

- 中小企業は99.2% (同1.9ポイント増加)
- 大企業は99.9% (同0.7ポイント増加)

2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業は4,975社（同321社増加）、割合は72.7%（同2.0ポイント増加）（11ページ表4）

- 中小企業では4,536社（同304社増加）、74.6%（同2.1ポイント増加）
- 大企業では439社（同17社増加）、57.2%（同0.6ポイント増加）

(2) 70歳以上まで働ける企業は1,302社（同116社増加）、割合は19.0%（同1.0ポイント増加）（11ページ表5）

- 中小企業では1,200社（同102社増加）、19.7%（同0.9ポイント増加）
- 大企業では102社（同14社増加）、13.3%（同1.5ポイント増加）で、中小企業の取り組みの方が進んでいる

3 定年到達者に占める継続雇用者の割合

過去1年間の60歳定年企業における定年到達者（15,071人）のうち、継続雇用された人は12,466人（82.7%）、継続雇用を希望しない定年退職者は2,568人（17.0%）、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった人は37人（0.2%）（13ページ表7-1）

詳細は、次頁以下をご参照ください。

<集計対象>

神奈川県の常時雇用する労働者が31人以上の企業6,846社

中小企業（31～300人規模）：6,079社

（うち31～50人規模：2,128社、51～300人規模：3,951社）

大企業（301人以上規模）：767社

1 高齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

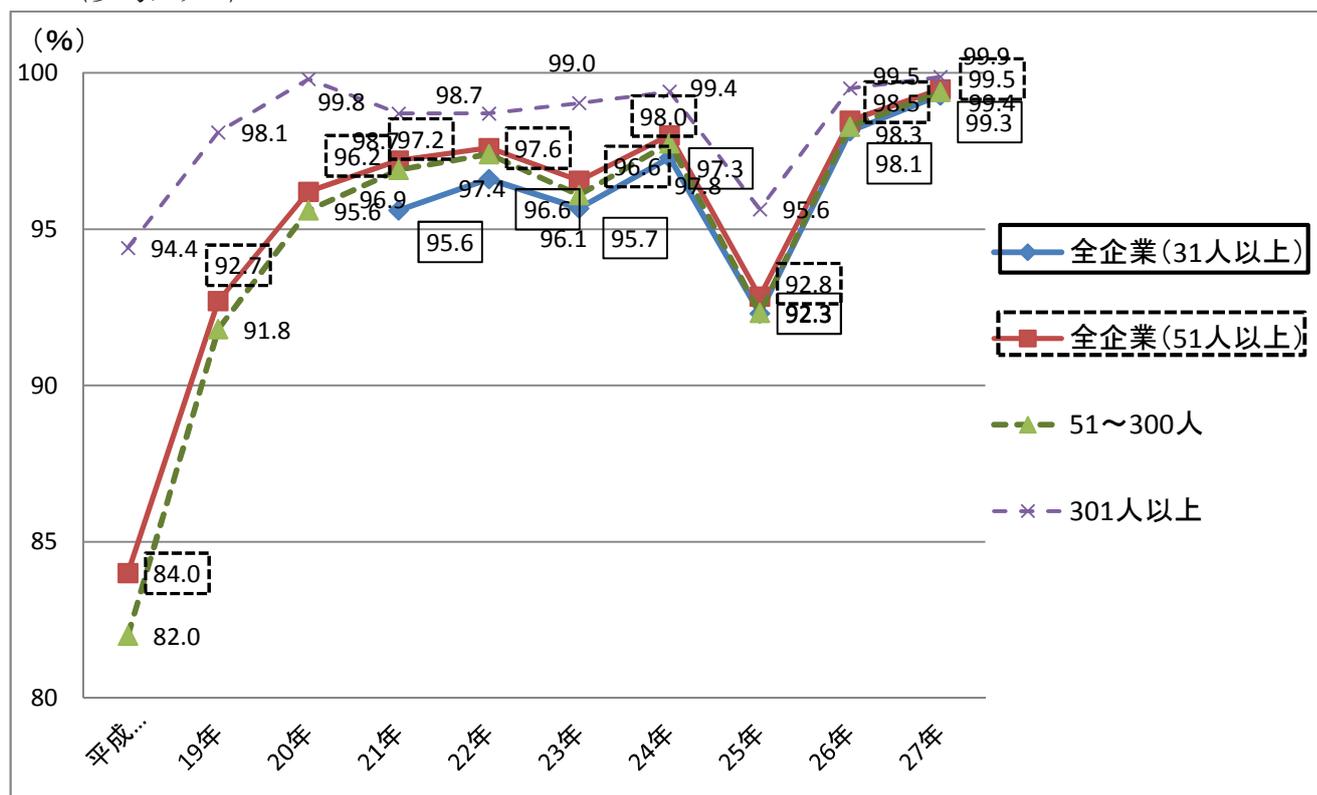
高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は99.3%（6,797社）（対前年差1.8ポイント増加）、51人以上規模の企業で99.5%（4,693社）（同1.4ポイント増加）となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.7%（49社）（同1.8ポイント減少）、51人以上規模企業で0.5%（25社）（同1.4ポイント減少）となっている。（9ページ表1）

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では99.9%（766社）（同0.7ポイント増加）、中小企業では99.2%（6,031社）（同1.9ポイント増加）となっている。（9ページ表1）

〈参考グラフ〉



※平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

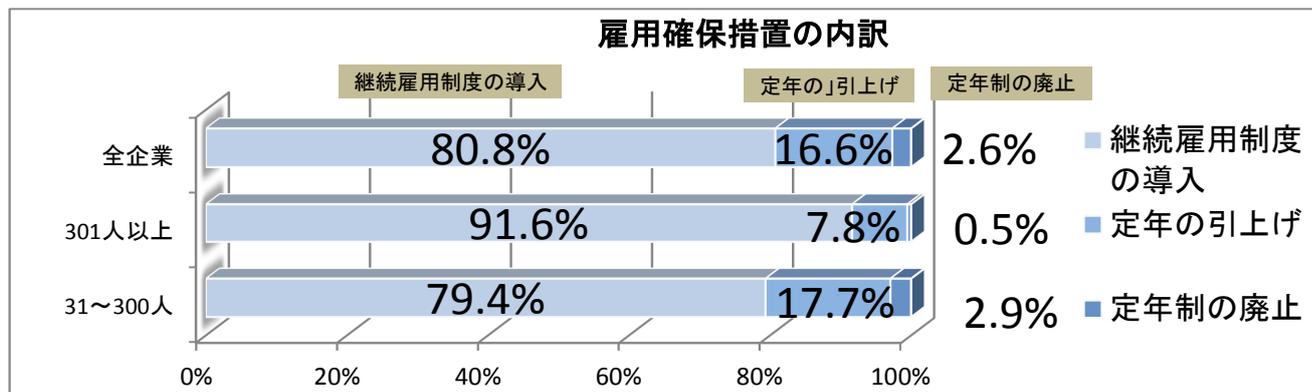
(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 2.6%（180社）（同変動なし）、
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 16.6%（1,128社）（同

- 0.1 ポイント減少)、
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 80.8% (5,489 社) (同 0.2 ポイント増加)
- となっており、定年制度(①②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(10ページ表3-1)

〈参考グラフ〉

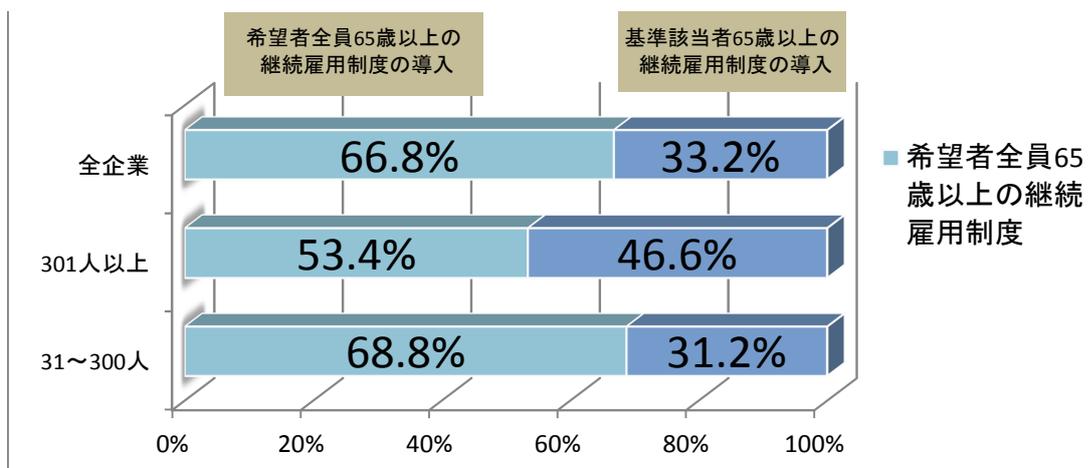


(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(5,489 社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 66.8% (3,667 社) (同 0.9 ポイント増加)
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は 33.2% (1,822 社) (同 0.9 ポイント減少)となっている。(10ページ表3-2)

〈参考グラフ〉



(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(5,489社)の継続雇用先について、自社のみである企業は92.1%(5,055社)(同0.1ポイント増加)、自社以外の継続雇用先(親会社・子会社、関連会社等)のある企業は7.9%(434社)(同0.1ポイント減少)となっている。(10ページ表3-3)

2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

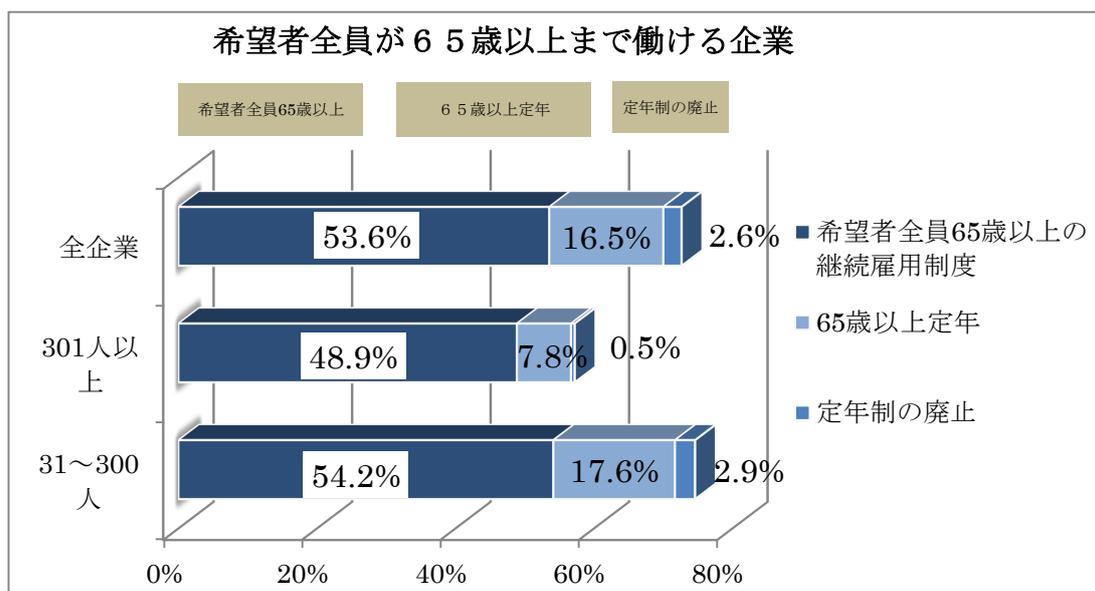
(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は4,975社(対前年差321社増加)、割合は72.7%(同2.0ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では4,536社(同304社増加)、74.6%(同2.1ポイント増加)、
 - ② 大企業では439社(同17社増加)、57.2%(同0.6ポイント増加)、
- となっている。(11ページ表4)

〈参考グラフ〉



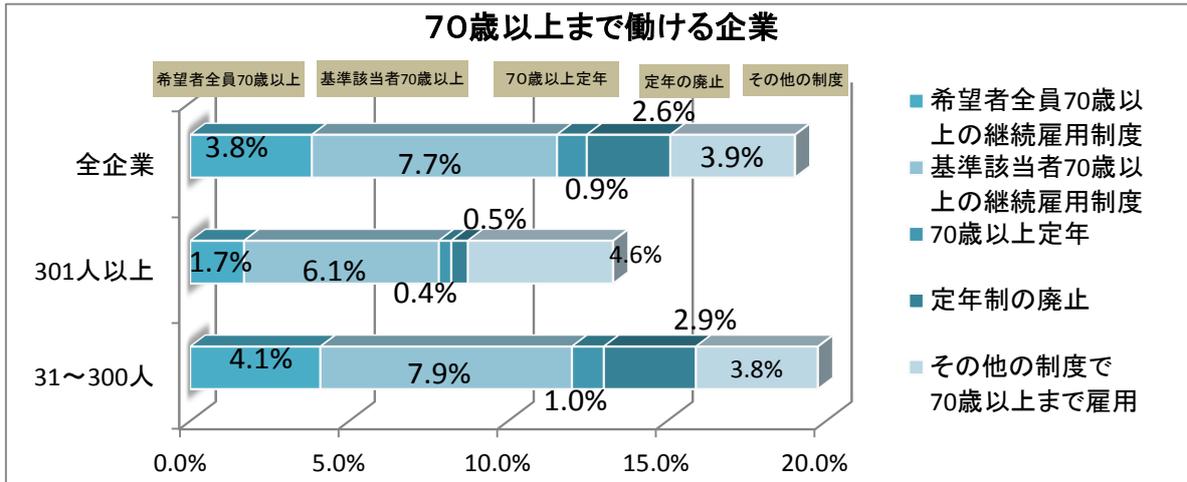
(2) 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業は、1,302社(同116社増加)、割合は19.0%(同1.0ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では1,200社(同102社増加)、19.7%(同0.9ポイント増加)、
 - ② 大企業では102社(同14社増加)、13.3%(同1.5ポイント増加)、
- となっている。(11ページ表5)

〈参考グラフ〉

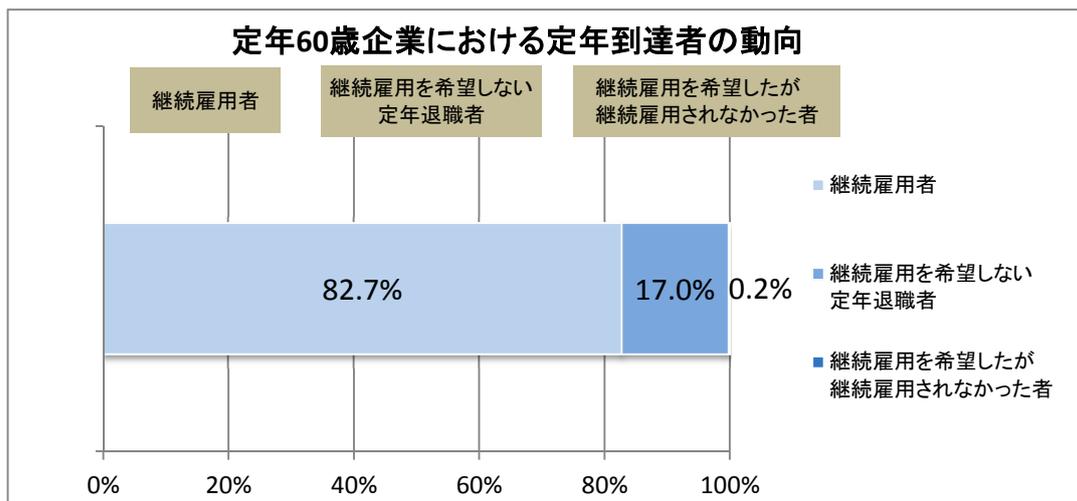


3 定年到達者等の動向について

(1) 定年到達者の動向

過去1年間(平成26年6月1日から平成27年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(15,071人)のうち、継続雇用された者は12,466人(82.7%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は577人)、継続雇用を希望しない定年退職者は2,568人(17.0%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は37人(0.2%)となっている。(13ページ表7-1)

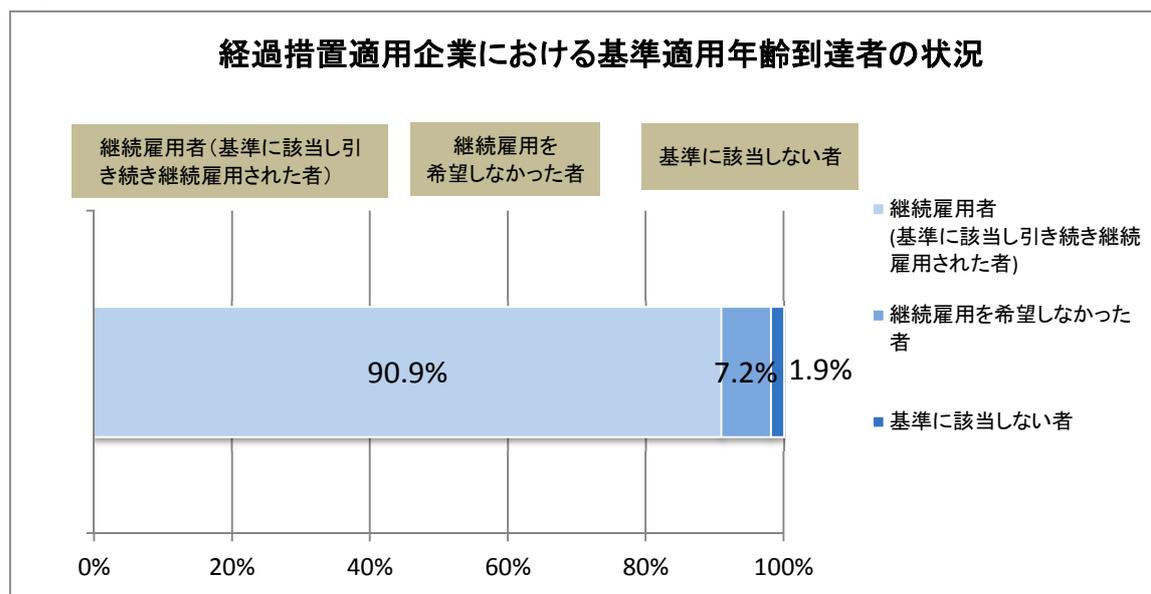
〈参考グラフ〉



(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成26年6月1日から平成27年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(61歳)に到達した者(3,765人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は3,423人(90.9%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は270人(7.2%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は72人(1.9%)となっている。(13ページ表7-2)

〈参考グラフ〉



4 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)が49社あることから、これらの企業に対しては、神奈川労働局、ハローワークを通じて、計画的かつ重点的な個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた取組

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、高年齢者雇用安定法の義務を超え、年齢にかかわらず働き続けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組む。